えんざい

01

弁護人立会い＠取調べ

STORY 1　説明すればわかってくれる??

「疑い」から始まる取調べ

「警察は正義の味方、説明すればわかってくれる。」と思っているかもしれません。でも、そんなにうまくはいきません。本当はやっているのに罪を免れようと嘘をつく人もいます。だから、いくら説明しても、警察は「罪を免れたくて嘘をついているだけだ」と疑って弁解を聞き入れてくれません。警察はあなたが犯人だと信じているので、いくら説明しても受け入れてくれないのです。

供述調書の「からくり」

取調べのゴールは供述調書の作成です。供述調書とは、被疑者が話した内容を警察官が整理して作成する文書です。あなたが署名すると、その調書どおりに取調べで話したことになってしまいます。でも、警察は調書に話したことすべてを書いてくれるわけではありません。取調べで話したことの中には不利な内容もあれば、有利な内容もあったのに、出来上がった供述調書には不利な内容しか書いてない。そんなことがあるのです。

孤独なリング

目の前の刑事は取調べのプロ。対するあなたはド素人。取調室というリングの上で、あなたに勝ち目はありません。そこで、憲法はあなたに弁護人というセコンドを依頼する権利を認めています。プロと戦うには、刑事弁護の専門家である弁護人をセコンドに付けることが必要です。

STORY 2　取調室には弁護人がいない!

立会いは拒否される

あなたが、取調べに弁護人を同席させるよう求めても拒否されます。取調べの合間に弁護人と打合せすることしかできません。捜査官から追及されて、その場で対応しなければいけない場面もあるでしょう。でも、取調べ中には弁護人からアドバイスをもらうことはできないのです。

本当に立ち会う権利はないの?

警察や検察は、弁護人の立会いを認める規定はないといいますが、憲法や刑事訴訟法は弁護人を依頼する権利を保障しています。被疑者にとって弁護人が一番必要なのは、まさに取調べを受けている時です。ですから、取調べへの弁護人立会いは、弁護人依頼権の内容に当然含まれているのです。

弁護人が立ち会っていたらこんなことができる

「都合が悪いから黙ってるんだろう」「ちゃんと説明しないと有罪になっちゃうよ。」捜査官は黙秘しているあなたに話をさせようとします。不安なとき、弁護士からすぐにアドバイスしてもらえます。「ここにサインして」と捜査官は供述調書に署名を求めてきます。ちょっとニュアンスが違うし、肝心のことは書いてくれていない。でも間違ってないからサインしないといけないのかな‥‥迷ったとき、弁護士からすぐにアドバイスしてもらえます。

STORY 3　取調室に弁護人がいると…

弁護人はおジャマ虫!?

警察や検察は、弁護人が立ち会うと真相解明の邪魔になると考えているようです。黙秘してしまう、ウソの弁解を追及できなくなる。警察や検察にとって、弁護人はおジャマ虫でしかないようです。

本当におジャマ虫??

自白させれば真相が解明できるとは限りません。えん罪事件にはウソの自白調書が作られていた例がたくさんあります。取調官が犯人だと決めつけて言い分を聞かなかったから真相解明ができなくなったのです。弁護人が立ち会ってウソの自白を防いでいれば、真犯人を見つけることができていたかもしれません。

弁護人がいて初めて実現する真相解明

犯人を検挙して事件を解決しなければ。そんな熱い思いの警察や検察が真面目に任務を果たそうとするとき、思い込みや偏見に陥ることがあります。思い込みや偏見のまま取調べをしていたら、真相解明からどんどん離れてしまいます。「目の前の被疑者は犯人ではないかもしれない」捜査機関とは違う視点をもつ弁護人の目線を取調室の中に入れてこそ真相解明に近づくのです。

02

再審法改正

STORY 1 再審の扉はなぜ重い?

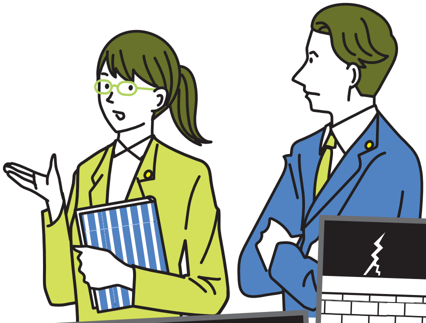

再審ってなに?

裁判では誤った判断を防ぐために三度にわたって審理をする三審制がとられています。それでも、裁判は人間がすることなので、間違ってしまうことがあります。本当は無実なら、絶対に救済しなければなりません。そのための非常救済手続として「再審」という制度があります。無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見した場合などには、もう一度裁判をやり直してもらうことができるのです。しかし、そこには高い壁があり簡単には無罪になりません。

裁判官の抵抗感?

再審制度は「開かずの扉」といわれ、簡単には認められません。原因の一つとして、裁判官が「法的安定性」にこだわりすぎているのではといわれています。三度の審理で確定させた判決を、裁判官自身が間違っていたと認めることに強い抵抗感があるのかもしれません。

法律が整っていない

戦後、刑事訴訟法は大きく改正されましたが、再審に関する部分は戦前の条文がほぼそのまま残ってしまいました。再審に関する規定はわずか19条と極端に少なく、再審請求人の権利保障も曖昧です。このため、担当裁判官の姿勢次第で手続の中身が大きく変わってしまいます。えん罪被害者(間違った有罪判決を受けている人)を救済するための適正な手続を、法律上の制度としてきちんと整備しなければなりません。

STORY 2　すべての証拠を開示して！

証拠は検察官が持っている

再審請求の理由として「あらたな証拠」を提出することが重要ですが、捜査機関の手元にある証拠がカギを握るケースも少なくありません。自白した際の取調べを録音した「テープ」が改ざんされていたことがわかったり、自白では燃やしたはずの「証拠物」が検察庁の倉庫から出てきたり…そうした証拠に弁護人は自由にアクセスできません。検察官から開示を受けるしかないのです。

出しません、出させません

ところが、検察官は簡単には証拠を開示しません。開示の必要性がないと言って拒否するのです。刑事訴訟法には再審における証拠開示手続が定められていません。裁判官が検察官に証拠開示を命じれば検察官も証拠を開示せざるを得なくなるのですが、裁判官によって当たりはずれがあります。

証拠の独占を許さない法律を！

捜査機関は法律で認められた強大な権限を背景にたくさんの証拠を集めて独占しています。そして、検察官は有罪になりそうな証拠だけを選んで裁判所に提出しています。これはアンフェアです。そもそも、検察官の責務は公益の代表者として真実を明らかにすることですから、検察官には、えん罪被害者を救済する責任があるはずです。検察官にすべての証拠を開示させる法制度が必要です。

STORY 3　進まない、始まらない

始まらない再審公判

再審の制度には、再審を開始するかどうかを決める「再審請求手続」と、無罪を言い渡すべきかどうかを決める「再審公判手続」の2段階があります。ところが、第1段階（再審請求）の審理に相当な期間がかかります。そして、裁判所が再審開始を決定しても、不満がある検察官は抗告という手続をとることができます。抗告審も再審を開始する決定をしても、さらに検察官は特別抗告という手続をとることができます。こうして、いつまでも第2段階の再審公判が始まらないのです。

再審請求での検察官の役割とは？

再審請求は、通常の裁判とは違い、誤った有罪判決からの救済を目的とする手続です。検察官は有罪判決を求める役割ではなく、公益の代表者として再審請求手続に協力すべき立場にあります。それなのに、再審請求手続で、検察官が再審の開始を阻止しようと努力するのはおかしなことです。第2段階の再審公判は、通常の裁判と同じ有罪・無罪を決める手続ですから、検察官が有罪と考えるならば、再審公判で有罪の主張立証をすればよいのです。

命あるうちに誤りを正す法律を！

通常の裁判でも「99.9％」の有罪率といわれるほど無罪になることは難しいのですが、再審開始決定を得ることはそれ以上に難しくなっています。人生を賭け、膨大な時間と労力を費やし、裁判官に恵まれて初めて再審開始になるのに、検察官が抗告して「ふりだし」に戻され、えん罪被害者の寿命が尽きてしまう事態は絶対に間違っています。再審開始決定に対する検察官の抗告を許さない法改正をしなければなりません。

CASE FILE

本当にあった
えん罪事件

いくつもの事件でえん罪が明らかになっています。
有名な5つの冤罪事件を紹介します。取調室で厳しく責められたり、
騙されたりして、無実の人がウソの自白をさせられています。
再審を請求しても、簡単には無罪になりません。
普通に生活している人でも、突然、えん罪に巻き込まれることがあります。
あなたも、明日から、えん罪と闘う人生になるかもしれません。

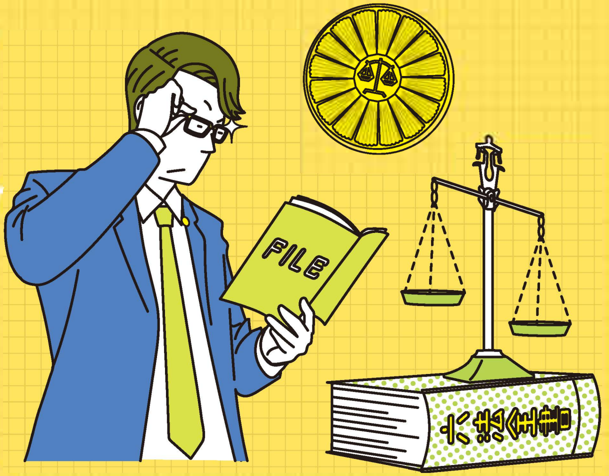

FILE 01

作られた殺人事件 〜湖東記念病院事件〜

2003年、滋賀県の病院で、半年前から植物状態で入院していたTさんが死亡しました。警察は、病院関係者を厳しく取調べ続け、約1年後、看護助手NさんがTさんを殺害したと自白し、逮捕されました。Nさんの自白は変遷を繰り返し、最終的に人工呼吸器を3分間外して窒息死させたという内容となります。Nさんは裁判で無実を訴えましたが、自白が決め手となり懲役12年の有罪判決が確定します。2017年、大阪高裁は、第2次再審請求の弁護団が提出した医師の鑑定書に基づき、Tさんは窒息死ではなく自然死の可能性があるとして、再審開始を決定しました。2020年に開始された再審公判では、自然死であった可能性を示す捜査報告書が警察の手元に隠されたままだったことも明らかとなりました。大津地裁は、そもそも事件性がなく、Nさんの自白も自発的にされたものではなく、不当な捜査手続によって誘発された疑いが強いとして、無罪を言渡しました。

FILE 02

捏造された報告書 〜日野町事件〜

1984年末、酒店店主が行方不明となり、翌年1月に遺体が発見されました。3年後、警察は店主と親しかった常連客Sさんを強盗殺人犯として連行し、過酷な取調べで自白させます。Sさんは後に「認めないと1年ですむもの（服役）が3年も4年もかかると思った」と語ります。強盗殺人は死刑か無期懲役にあたる重罪ですが、実際に犯行を体験していないSさんは罪の重さにも実感はわかなかったのです。自白は辻褄の合わない点が多く、殺害日時・場所等の基本的な事実を裏付ける他の証拠もありませんでしたが、無期懲役の有罪判決が確定し、Sさんは無実を訴えながら亡くなりました。遺族が申立てた再審請求では、証拠開示によりSさんが被害品発見地点を案内したとされる報告書が捏造されていたこと等が明らかになり、2018年に大津地裁は再審開始を決定しました。しかし、検察官が抗告し、再審開始決定から4年を超えて、未だに再審公判は開かれていません。（2022年11月時点）

FILE 03

3度の再審開始決定 ～大崎事件～

1979年、鹿児島県大崎町で、酔って側溝に転落したYさんが救助され、後日遺体で発見されます。殺人事件と断定した警察はYさんの親族でいずれも知的障がいを持つ3人を取調べ、「Aさんの指示で絞殺した」という「自白」をさせ、Aさんを逮捕します。Aさんは一貫して否認していましたが、「共犯者」たちの「自白」によって、Aさんを主犯とする有罪判決（懲役10年）が確定します。Aさんは出所した後も無実を訴え、再審を請求します。第1次再審請求では、死因は絞殺ではなく事故死であった可能性が判明し、地裁が再審開始を決定しますが、検察官が抗告し、高裁がこれを取消してしまいます。第3次再審請求では地裁が2度目の再審開始を決定し、高裁も再審開始の判断をしますが、今度は最高裁が取消してしまいました。第1次再審請求からすでに27年、3度も再審開始の判断がされているのに、未だに再審は始まらず、95歳となったAさんは今も第4次再審請求で闘い続けています。（2022年11月時点）

FILE 04

過酷な取調べによる自白、死刑判決 ～袴田事件～

1966年、静岡県清水市のみそ製造会社専務宅が放火され、専務とその家族3人が他殺死体で発見されます。従業員だったHさんは、アリバイがないこと、左手を負傷していたことなどから強盗殺人･放火犯人と断定されて逮捕されました。Hさんは無実を訴えましたが、連日長時間の過酷な取調べを受け、嘘の自白調書にサインしてしまいます。Hさんのパジャマに微量の血痕が付着しており、自白でもこれが犯行時の着衣であるとされていましたが、パジャマの鑑定の信用性が問題となっていた裁判の途中、みそ工場のタンクから血液が付着した5点の衣類が発見され、検察官はこれが真の犯行時着衣であると主張を変更します。この衣類が決定的証拠となり死刑判決が確定します。しかし、2014年、2度目の再審請求で、静岡地裁は5点の衣類は捏造された疑いがあるとして再審開始を決定、これ以上拘置を続けるのは「耐え難いほど正義に反する状態にある」として、長期間死刑の恐怖に晒されてきたHさんを釈放しました。しかし、検察官が抗告し、2018年、東京高裁は再審開始決定を取消してしまいました。事件から半世紀を超え、Hさんが86歳となった今も再審請求は続いています。（2022年11月時点）

FILE 05

偽計による自白 ～布川事件～

1967年、茨城県利根町布川で、一人暮らしの62歳の男性が殺され、現金を奪われた強盗殺人事件。警察はAさんに「被害者宅前でお前を見た人がいる、お袋もやってしまったことは仕方ないと言っている、ポリグラフ検査で陽性反応が出た」などの虚偽の事実を告げて自白させました。Bさんも「AはBと一緒にやったと泣いて謝っている」と告げられ自白してしまいます。2人を犯行と結びつける物的証拠はなく、変遷と矛盾だらけの自白しかないのに、「やってない者が自白できるはずがない」として無期懲役の有罪判決を言渡され、確定します。29年の獄中生活を経て仮出所した後の第2次再審請求では、取調べ状況の録音テープに改ざん痕が見つかるなど、取調べと自白に多くの疑問が生じ、「虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑いがある」として2005年に水戸地裁土浦支部が再審開始を決定します。しかし、検察官が抗告を繰り返し、2人がようやく無罪になったのは2011年です。逮捕された時Aさん20歳、Bさん21歳、仮出所した時は49歳と50歳、無罪になった時は63歳と64歳でした。

京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION